

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（箱根登山鉄道株式会社の社名変更等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p> (イ) 一般の場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p> 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p> a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p> 秩父鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p> 相模鉄道株式会社線</p> <p> <u>箱根登山鉄道株式会社線</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 79 条 旅客規則第 147 条から第 153 条まで、第 155 条、第 158 条から第 161 条まで、第 164 条から第 168 条まで、第 170 条から第 174 条まで、第 176 条、第 182 条の <u>2</u> 及び第 182 条の <u>3</u> の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 160 条 特定区間発着の場合のう回乗車</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p> (イ) 一般の場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p> 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p> a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p> 秩父鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p> 相模鉄道株式会社線</p> <p> <u>株式会社小田急箱根線</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 79 条 旅客規則第 147 条から第 153 条まで、第 155 条、第 158 条から第 161 条まで、第 164 条から第 168 条まで、第 170 条から <u>第 172 条まで、第 172 条の 3 から</u> 第 174 条まで、第 176 条、第 182 条の <u>4</u> 及び第 182 条の <u>5</u> の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 160 条 特定区間発着の場合のう回乗車</p>

現 行

第 161 条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
(中略)
 第 172 条の 2 未指定特急券の効力
(中略)
 第 182 条の 2 座席指定券の効力
 第 182 条の 3 座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い
(以下略)

別表 (別冊)

(中略)

(243) 箱根登山鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
<u>箱根登山鉄道株式会社線</u>	東日本・東海旅客鉄道会社線	<u>同</u> 小田原 山手線	勤定、学定	
	小田急電鉄線 新宿・小田原間	新宿	同	
	登戸・小田原間	登戸	同	
	町田・小田原間	町田	同	
	相模線			

改 正

第 160 条の 2 特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例
第 160 条の 3 特定都区市内等における折返し乗車の特例
第 160 条の 4 分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例
第 160 条の 5 海田市・広島間に係る区間外乗車の特例
第 160 条の 6 特定列車による折返し区間外乗車の特例
第 160 条の 7 特定列車によるう回乗車の取扱いの特例

第 161 条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
(中略)
 第 172 条の 3 未指定特急券の効力
(中略)
 第 182 条の 4 座席指定券の効力
 第 182 条の 5 座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い
(以下略)

別表 (別冊)

(中略)

(243) 株式会社小田急箱根線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
<u>株式会社小田急箱根線</u>	東日本・東海旅客会社線	<u>東海道本線</u> 小田原 山手線	勤定、学定	
	小田急電鉄線 新宿・小田原間	新宿	同	
	登戸・小田原間	登戸	同	
	町田・小田原間	町田	同	
	相模線			

現 行					改 正				
	厚木・小田原間	厚木	同			厚木・小田原間	厚木	同	
	同					同			
	海老名・小田原間	海老名	同			海老名・小田原間	海老名	同	
(中略)					(中略)				
(308)の2 養老鉄道株式会社線					(308)の2 養老鉄道株式会社線				
規則別表					規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
養老鉄道株式会 社線		東海道本線 大垣	勤定、学定		養老鉄道株式会 社線		東海道本線 大垣	勤定、学定	
(中略)					(中略)				
(405)の3 株式会社ハピラインふくい線					(405)の3 株式会社ハピラインふくい線				
規則別表					規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
株式会社ハピラ インふくい線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	北陸本線 敦賀	片、往、勤定、学定、 団		株式会社ハピラ インふくい線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	北陸本線 敦賀	片、往、勤定、学定、 団	
		越備北線 越前花堂	同				越美北線 越前花堂	同	
		北陸新幹線 福井	片、往、団				北陸新幹線 福井	片、往、団	
(以下略)					(以下略)				

(注) 養老鉄道株式会社線の各駅では発売しない。

この通達は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第79条のうち「第182条の2」を「第182条の4」とする改正及び「第182条の3」を「第182条の5」とする改正は平成3年7月27日乗車となるものから適用、別表(243)株式会社小田急箱根線の「経由運輸機関名及び区間」及び「接続駅」に係る改正は令和5年3月18日から適用、別表(405)の3株式会社ハピラインふくい線に係る改正は令和6年3月16日乗車となるものから適用する。